

○飯塚市競争入札参加者格付基準

平成18年3月26日

飯塚市告示第6号

改正 H19-29、H20-21、H21-98、H22-70(題名改称)、H22-241、H23-81、H24-89、
H25-73、H28-98、H29-93、H29-374、H30-40、R2-92、R3-108、R4-91、R5-111、
R6-64

(目的)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の競争入札に参加する市内業者の格付をするための基準を定めることを目的とする。

(H20-21一改)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 市内業者 法人の場合は、本店の登記所在地及び建設業許可所在地、個人の場合は、建設業等としての主たる営業所の許可所在地及び個人の住所が市内にあり、常駐の従業員、ファックス、電話、パソコン等の備品及び駐車場、資材置場等を有し、1年以上の営業の実態を有している者をいう。

(2) 専門工事 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)に定める土木一式工事及び建築一式工事以外の27工種をいう。

(H22-241、H29-93一改)

(格付)

第3条 競争入札参加者の格付については、法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査により求められた数値(以下「客観点数」という。)に市長が別に定める主観的事項の評定の数値(以下「主観点数」という。)を加減した総合点数に基づき別表第1により格付するものとする。

2 前年度に市内業者として業者登録を行っていない者については、第1項の規定にかかわらず最下位に格付する。

(H20-21、H21-98、H22-241、H28-98、H29-93、H29-374、R2-92一改)

(主観点数項目及び算定方法)

第4条 主観点数のうち工事の内容に関する項目である工事成績については、次の方法により点数を算定する。格付適用年度前直近1年間(前々年度2月から前年度1月末)に完成した工事の工事成績評定点の平均値に基づき、別表第2により算出した点数を加減点数とする。なお、算出された加減点数(主観点数)については、当該

工種に適用する。

2 前項に規定する項目以外の主観点数項目は、次の各号のとおりとし、取組を行った場合の加算点数は各3点とする。

- (1) 障がい者雇用
- (2) 子育て支援・男女共同参画の取組
- (3) 飯塚市消防団協力事業所登録
(H30-40全改、R3-108一改)

3 前項に定めるもののほか、人権問題啓発研修への参加又は実施を行った場合の加算点数は、1回につき2点、最大6点まで認めるものとし、該当する研修については市長が別に定めるものとする。

(R3-108追加)

(格付基準日)

第5条 競争入札参加者の格付基準日は、毎年4月1日とする。

(H20-21一改)

(その他)

第6条 第3条の規定にかかわらず、第2希望業者については、格付しない。

(H24-89追加、H28-98全改、R2-92繰上)

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日 告示第29号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 告示第21号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月14日 告示第98号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市指名業者格付基準の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月29日 告示第70号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月1日 告示第241号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日 告示第81号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日 告示第89号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、当分の間試
行とする。

附 則(平成25年3月29日 告示第73号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日 告示第98号)

この告示は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月30日 告示第93号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月28日 告示第374号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市競争入札参加者格付基準の規
定は、平成30年度分の等級格付から適用する。

附 則(平成30年2月28日 告示第40号)

この告示は、平成30年4月1日から施行し、改正後の飯塚市競争入札参加者格付基
準第4条第1項及び別表第2の規定は平成30年度分の等級格付から、第4条第2項の規定
は平成31年度分の等級格付から適用する。

附 則(令和2年3月31日 告示第92号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月7日 告示第108号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市競争入札参加者格付基準の規
定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年4月7日 告示第91号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日 告示第111号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日 告示第64号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(H19-29、H20-21、H21-98、H22-70、H23-81、H24-89全改、H25-73一改、H28-98全改、H29-93一改、R2-92全改、R3-108、R4-91、R5-111、R6-64一改)

[格付]

等級	土木一式工事	建築一式工事	専門工事
S	860点以上	890点以上	専門工事のうち以下の工事については、次のとおりとする。 電気工事 A等級 720点以上 B等級 720点未満 管(水道)工事 A等級 645点以上 B等級 645点未満 管(空調)工事 A等級 645点以上 B等級 645点未満 他の専門工事については、格付しない。
I	860点未満 800点以上	890点未満 730点以上	
II	800点未満 730点以上	730点未満 630点以上	
III	730点未満 610点以上	630点未満	
IV	610点未満		

別表第2(第4条関係)

(H30-40全改)

主観的事項の評定基準

加減	減点(-)			加減点なし	加点(+)					
	55点未満	55点以上 60点未満	60点以上 65点未満		65点以上 70点未満	70点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上 85点未満	85点以上 90点未満	90点以上
工事成績評定平均値										
加減点数	15	10	5	0	3	6	9	12	15	

